

第5編

健康・福祉

第1章 生涯を通じた健康づくりを
促進するために

第2章 “ひと”と“ひと”が支え合う
社会をつくるために

第5編 健康・福祉

～支え合い 健やかに ^{ひとひと}女男いきいき～

重点的な取組

①病気予防への取組と医療提供体制の確立

健康寿命を向上させ、豊かな人生を送るために、新たな市民総合健康づくり計画「ひと・まち げんき 健康うえた21」を策定し、あらゆる年齢層に応じた病気予防の推進を図ります。

また、「上小医療圏地域医療再生計画」に基づき、安心できる医療提供体制の確立に努めます。新産院は、地域の産科医療提供体制の充実に向けて、「安全で安心してお産ができる」環境を整え、周産期医療の一翼を担います。

②安心して子育てができる環境整備

少子化傾向に歯止めをかけることや、子どもたちの健やかな成長は、地域社会の活力の維持や発展のために不可欠です。仕事と子育てを両立し、安心して子どもを生み育てることができるような環境整備に地域と連携して取り組みます。

また、核家族化の進行や生活様式の変化等を背景とした子育て支援要望の多様化に対応するため、保育サービスや地域子育て支援拠点事業等の充実及び放課後児童対策の推進を図ります。

③高齢者や障害者がいきいきとした生活を送れる体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる環境整備を進めるとともに、いきいきといつまでも健康で過ごせるよう、効果的な介護予防・生きがい活動に取り組みます。

また、障害者などの就業の機会やコミュニティ活動への参加の機会を作り出していきます。更に、高齢者や障害者が地域でともに生活していくため、地域福祉計画に基づき、権利擁護の推進や災害弱者に対する支援など住民の参加と協働による福祉のまちづくりに取り組みます。

④人権の尊重と男女共同参画の推進

全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育及び人権啓発活動を積極的に展開するとともに、女性と男性が互いに人権を尊重し合い、能力を発揮できる機会を確保するため、意識改革や社会制度及び慣行の見直しの啓発など、男女共同参画の取組を推進します。

第1章 生涯を通じた健康づくりを促進するために

第1節 健やかなライフスタイルを形成する

■現状と課題

- 1 健康づくり事業は、生活習慣病対策等の予防に重点を置くために、個人の健康状態に応じた視点からの事業展開が求められています。従来行っていた検診等に加え、ひとまちげんき・健康プラザうえだ¹内の上田市総合保健センターを拠点にした新たな健康づくり事業を全市的に実施する必要があります。
- 2 核家族化が進む中、育児不安を抱える母親が増加しています。そうした状況から妊娠中から両親が協力して育児に取り組むことができるよう、「両親学級」や新生児訪問等を充実させるとともに、関係課とも連携して子育て支援を進めていくことが必要です。
- 3 近年、健康管理がより重要となる高齢妊婦が増加傾向にあります。また、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦も見られます。母体や胎児の健康の確保を図る上で妊婦健診は重要かつ必要なものであることから、誰もが安心して妊娠・出産できる環境整備が求められています。
- 4 低年齢からテレビやビデオ等を長時間見るとは、映像からの一方的な刺激のみになりやすく、親子（人間）関係のなかでの会話や遊びを通して意思の疎通を図る実体験が少なくなりがちです。また、子どもの言語の獲得や人との関わり方など、社会性の発達に悪影響を及ぼす可能性があります。
- 5 経済問題や健康問題等、さまざまな要因から過度なストレスが生じ、うつ病などの精神疾患により自殺に向かう人が増加しています。疾患の早期発見・早期治療のための取組や、関係機関とのネットワークを構築することで、自殺の予防を図り、市民の心の健康を守る必要があります。
- 6 ひきこもりの当事者が集まり、話し合い、活動できるワンステップ広場やその家族を支える家族会があります。今後、全市的に拡大し、充実させていく必要があります。
- 7 心身の疾病や障害を持って、安心して地域において生活するためには、保健・福祉・医療の連携が必要です。特に理解が進んでいない精神疾患に関しては、家族や地域社会が互いに支え合い、生活できるよう、正しい知識を普及し理解を深める必要があります。
- 8 乳幼児や学齢期のう歯（むし歯）保有率は、横ばい若しくは減少傾向ですが、青年期から高齢期にかけての歯周疾患罹患者の割合は高くなっています。食育と歯・口腔の健康づくりや歯周病等と全身の健康との関連性のほか、長寿社会を迎えたなかでの高齢者や介護を要する者への口腔ケアの重要性が注目されています。こうしたことから歯及び口腔の健康づくりに向けた一層の取組が求められています。



ひとまちげんき・健康プラザうえだ

¹ ひとまちげんき・健康プラザうえだ

市内に4箇所ある保健センターの拠点施設となる「上田市総合保健センター」、子育て支援の拠点としての「上田市中央子育て支援センター」、「発達相談センター」、「教育相談所」からなる複合施設。健康づくりの支援と子育て支援を一体的に推進することを目的としている。

9 特定健康診査や各種がん検診を実施していますが、生活習慣に起因する疾病の罹患率、死亡割合が依然として高い状況です。今後、更に、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、各種検診の受診機会の拡大、検診内容の充実を図り、受診率を向上させる必要があります。また、各種健康づくり事業を充実させ、生活習慣病予防対策を推進する必要があります。

10 予防接種や結核検診の普及、生活環境の改善により感染症が減少しています。今後、一層の予防に向けて継続的に、高齢者のインフルエンザや乳幼児を対象とした各種予防接種の接種率を高めていく必要があります。また、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン等新たな予防接種について、市民の関心が高くなってきており、今後の予防接種の在り方全般について検討する必要があります。

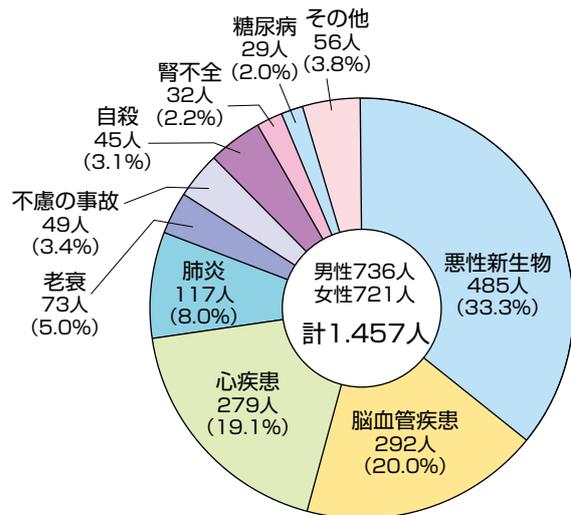
11 平成21年4月に感染力の強い新型インフルエンザが発生しています。今後も想定される強毒性を持つ鳥由来の新型インフルエンザなどをはじめとする新興感染症の発生の可能性に備えた対策を引き続き講じていく必要があります。

12 市民の健康増進の意識が高まっている中、新たな健康増進機能を付加したあいそめの湯（相染閣）等を活用し、各種事業や健康づくりの普及啓発に向けたさまざまな情報発信を行う必要があります。

13 早世（65歳未満の死亡）予防や健康寿命の延伸を図るためには、中長期的な視点に立った生活習慣病の発症予防や合併症等による重症化の予防に向けた取組が必要です。なかでも増加傾向にある糖尿病は、長年放置することで重症化し、生活の質の低下につながるため、早期の対応が必要であり、特に生涯を通じた食生活の見直しと改善、運動習慣を身につけるための事業展開が必要です。

14 子ども時代からの肥満が増加傾向にあります。次代を担う子どもたちが心身ともに健全に育つためには、味覚形成や身体づくりの基礎となる乳幼児期からバランスのよい食事を規則正しく摂取すること、更には正しい生活習慣を身につけることが必要であり、将来の生活習慣病予防の視点から、乳幼児に関わる大人に対する食支援が重要となります。

特定死因別の死亡者数(平成20年)



資料：平成20年度長野県衛生年報

■基本的な考え方

- 1 人々の生活様式が変化・多様化しているなか、健康寿命を向上させ、豊かな人生を送るために、あらゆる年齢層に応じた病気予防体制を整えていきます。
- 2 早期に病状を回復し日常生活へ復帰できるようにするため、保健、福祉、医療が連携した複合的なサービスを提供していきます。
- 3 市内に数多くある温泉を、健康づくりの場として活用します。
- 4 生涯を通じて、日常生活における運動の習慣化や健全な食生活による健康づくりを目指します。

■施策体系

節	施策
健やかなライフスタイルを形成する	①あらゆる年齢層に応じた病気予防体制の整備
	②保健・福祉・医療の連携した複合的なサービスの提供
	③温泉と健康づくりを一体化する取組の促進
	④運動の習慣化や健全な食生活による、より効果的な健康づくりの推進

■施策の内容

①あらゆる年齢層に応じた病気予防体制の整備

●健康づくり事業の推進

○少子高齢化及び多様化する保健業務に対応するため、健康づくりの拠点施設である上田市総合保健センターを活用し、各地域保健センターとの連携を図りながら健康づくり事業を進めます。

○乳幼児健診等の母子保健事業や成人検診等の健診結果を電子化した健康管理システム「健康かるて」を活用し、市民の健康状態を経年的に把握することにより、健診や予防接種の未受診者への受診勧奨や個人の健康状態に合わせたより効果的な健康づくり事業を実施します。

○「毎月21日は市民健康づくりの日」事業を通し、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。

○市民総合健康づくり計画「ひと・まち げんき 健康うえだ21」の取組期間が平成24年度で終了することから、これまでの成果を検証し、新たな計画を策定します。

●母子保健事業の充実

○命の尊さを知り、正しい性知識（避妊や性行動、感染症等）を身に付けられるよう、思春期の保健対策の強化と健康教育を関係機関と連携して進めます。

○専門スタッフ（保健師、看護師、助産師、心理発達相談員、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士等）を配置し、発達支援の必要な小児やその家族に対する適切で継続的な支援を行います。

○母子ともに健康で安全な出産を迎えるため公費負担による妊婦健診や教室・相談事業の充実を図ります。



ひとまちげんき・健康プラザでの健康づくり教室



両親学級

○子どもの病気の早期発見や保護者の育児不安が軽減できるための啓発を行います。

○食を通して子どもたちが心身ともに健全に育つよう、妊娠期、乳幼児期からの食に関する事業の充実を図ります。

○育児不安の強い妊産婦や産後うつ病、虐待の危険性のある母親に対し、医療機関と連携しフォロー体制をとることにより、妊婦相談や子育て支援事業の充実を図ります。また、父親など家族との共働育児が進められるよう両親学級を通じ啓発を図ります。

○ことばの相談事業（言語聴覚士による相談）等実施可能な事業については全地域に事業を展開します。

○テレビやビデオの長時間視聴が子どもの言語理解、社会性、運動能力の発達に与える影響について、知識の普及、啓発を図ります。

●精神保健の充実

○心の健康づくりの意識を高め、うつ病等の精神疾患について正しい知識の啓発と普及活動を推進するため、講演会や心の相談などの充実を図ります。また、関係者と連携し、精神障害者の社会復帰事業の充実を図ります。

●口腔衛生の充実

○歯周疾患対策を推進するため、全地域で歯周疾患検診を実施するとともに、胎生期から高齢者まで、一貫し継続した歯科保健を推進し、80歳で20本の歯を保とうという「8020運動」を推進します。また、食育と歯及び口腔の健康づくりとの関連性、歯周病等と全身の健康との関連性について啓発を行います。

●生活習慣病対策の充実

○健康への自己管理意識の啓発に努め、がん検診等個別検診の受診機会を拡大するとともに、検診内容や検診後のフォローを充実し、受診率の向上を図ります。

○内臓脂肪に着目した特定健診・特定保健指導の実施に伴い、関係機関と連携し、受診率の向上と全市的な保健指導体制の構築を図ります。

○保健師、管理栄養士、健康運動指導士及びその他専門職による各個人に適した健康教育を実施します。

○地域のリーダーとして健康推進委員の育成を図り、食生活改善推進員と協力して市民への意識啓発など事業の充実を図ります。



歯科検診

●感染症対策の強化

○新たに公費負担とする予防接種について、接種体制等を関係機関とともに検討します。

○新興感染症に対する知識の普及、啓発を図ります。

②保健・福祉・医療の連携した 複合的なサービスの提供

○体の機能の回復、精神的なケアを図るため、医療機関と連携し、安心して生活ができるよう訪問指導事業や健康相談事業、更には、心の健康に関する健康教育や健康相談を推進し、支援体制の充実を図ります。

③温泉と健康づくりを

一体化する取組の促進

○市民の健康増進の意識が高まっているなか、新たな健康増進機能を付加したあいそめの湯（相染閣）やクアハウスかけゆ（鹿教湯健康センター）、真田温泉健康ランドふれあいさなだ館を活用した健康づくり事業の推進を図ります。



あいそめの湯

④運動の習慣化や健全な食生活による、より効果的な健康づくりの推進

●上田市総合保健センターの活用

○上田市総合保健センターでは、健康維持の二本柱である「運動の実践」と「食の改善」のため、個人個人に適した健康づくりの方法を見つけられる場として、市民の皆さんが「気軽に訪れ」、「体験し」、「実践してみる」事業を提供します。

●健康サポートカー¹の運行

○身近な公民館等で、健康サポートカーによる健康教室を開催し、体重や体脂肪、筋力等の測定を実施することにより、身体活動と運動の必要性を普及します。

●ヘルスプロモーション事業²等の推進

○既に科学的に実証されている、信頼性の高い運動プログラムを提供し、個人の行動変容に有効な支援となる保健施策を展開します。

●地域でのウォーキングの普及

○市内で実施するウォーキングのカレンダーを作成し、市民に周知するとともに、地域における自主組織によるウォーキングコース、マップづくりを支援します。

●関係団体との連携

○糖尿病などの生活習慣病を予防するためには、正しい生活習慣を身に付けることが必要です。特に、肥満などのリスクの高い人には個々の状態にあった食習慣と運動習慣が日常生活でも取り組めるよう関係機関、団体と連携した事業展開を図ります。



運動負荷テスト

1 健康サポートカー

リフト付の専用車で、身長・体重・体脂肪率等の形態測定器や握力・下肢筋力等の測定器を積載したもの

2 ヘルスプロモーション事業

自らが健康に対して積極的に関心を持ち、行動を変えようとする過程での支援

第2節 安心して医療サービスが受けられる環境をつくる

■現状と課題

- 1 上小保健医療圏の医師、歯科医師及び看護師は、全国及び長野県平均値を下回っており、医療従事者の確保を図る必要があります。
- 2 上田市では、地域医療支援病院の指定を受けた信州上田医療センターにより、一般病院や診療所の支援が行われる仕組みとなっています。市民に切れ目のない医療の提供を図るためには、医療機能の分化と連携を進め、診療所、一般病院、中核的病院等、それぞれの位置付けと役割分担の明確化が必要です。また、役割分担を機能させるため、市民への周知が必要です。
- 3 医療提供体制は、県の保健医療計画に沿って進められていますが、各地域の実情に応じた医師の配置や診療科ごとの格差をなくす効果的な誘導策を講ずるよう、関係機関に働きかける必要があります。更に、公立及び公的医療機関等による連携を図り、相互補完しながら安心できる医療サービスを提供するため、地域内の市町村等が連携して、地域医療の確保に取り組む必要があります。
- 4 救急医療体制は、休日緊急医及び救急告示医療機関が初期救急、また、病院群輪番制病院が二次救急、更に、佐久総合病院救命救急センターが三次救急に対応する医療機関として構成されています。救急患者は早急な対応が必要ことから、病院群輪番制及び内科・小児科初期救急センターの充実など、二次医療圏域内での体制整備を進めていく必要があります。
- 5 上小医療圏では、地域周産期母子医療センターである信州上田医療センターが産婦人科医師不足により、周産期¹医療の提供ができない状況です。これにより、ハイリスク妊婦等は周辺の医療圏の医療機関を受診しなければならず、分娩中の急変時における安全性の確保が課題となっています。周辺の医療圏にある医療機関では、その医療圏に住む住民の分娩に加え、上小医療圏のハイリスク分娩と正常分娩の双方を扱うため大きな負担が掛かっています。
- 6 正常分娩は、上田市産院、東御市立助産所とうみ及び民間の分娩を扱う施設が担っており、一つも欠くことはできない状況です。産院は単科病院として産科・婦人科のみを診療科目としており、安全性を維持するために小児科ほか関係する複数の診療科と連携するなかで医療提供を行い、地域の周産期医療を担う必要があります。
- 7 地域の医療再生のビジョンを示した「上小医療圏地域医療再生計画²」が国で採択されました。「救急医療と周産期医療の再構築」を柱に、今後、地域が一丸となり地域医療の再生を進める必要があります。



地域の中核病院である信州上田医療センター

1 周産期

妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があることから、産科・小児科双方から母体・胎児や新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る必要がある。

2 上小医療圏地域医療再生計画

上小地域の医療の課題の解決を図り、5年後、10年後の地域の医療のあるべき姿を示した。救急医療体制の確立、周産期医療体制の確立、医師等の安定的な確保体制の構築及び地域医療連携の確立を施策の柱に信州上田医療センター、信州大学医学部、医師会、県、地域の市町村等の関係機関が取り組む。

8 災害時の医療体制の確保のため、関係機関と医療救護の協定を結び、非常時に備えています。協定内容に基づき、平時から体制の確認・把握をしていく必要があります。



長野県 DMAT が参加する防災訓練

■基本的な考え方

- 1 医療需要の増大に伴い、さまざまな医療サービスの提供が求められています。市民がいつでも安心して医療サービスを受けられることができる環境となるよう関係機関に働きかけます。
- 2 地域医療の確保と救急医療体制、周産期医療体制の構築のため、関係機関と連携を図りながら取組を進めます。
- 3 上小医療圏地域医療再生計画に基づき、県や関係機関等と連携を図りながら信州上田医療センターの機能強化等、地域医療の再生の取組を進めます。

■施策体系

節	施 策
安心して医療サービスが受けられる環境をつくる	①医療機関の連携による安心できる医療提供体制の確立
	②地域医療確保に向けた取組
	③救急医療体制の維持・充実
	④産科医療提供体制の整備に向けた取組

■施策の内容

①医療機関の連携による安心できる医療提供体制の確立

- 医師会をはじめ関係機関との連携により、地域住民が安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。
- 中核的医療機関との病病連携及び病診連携、機

能分担による医療提供体制の構築のため、地域内の医療機関との協議を進めるとともに、地域連携クリティカルパス¹の普及に向けて働きかけます。

- 医療の在り方等について市民への周知を図り、市民協働のもと地域の医療の再生を図ります。

¹ 地域連携クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て、自宅へ戻るまでの治療計画。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心につながる。

○平成23年2月に策定された長野県災害医療活動指針¹を踏まえ、関係機関と連携して地域全体の「地域災害医療マニュアル」を作成し、災害時の医療体制の整備を図ります。

②地域医療確保に向けた取組

○長野県保健医療計画及び上小医療圏地域医療再生計画に沿い、関係機関や地域内の市町村が連携して地域医療の確保に取り組むとともに、地域の中核病院である信州上田医療センターの機能強化に対し、再生計画が終了した後の支援の在り方について上田地域広域連合とともに検討します。

○医師及び看護師等の安定的な確保を図るため、修学資金等の貸与制度の周知を図ります。

○看護師の確保を図るため、上田市医師会看護専門学校への支援の在り方を検討します。

○財政状況の厳しいなか、公立病院等の経営健全化に努めます。

○公立・公的病院等の連携を進めます。

○武石診療所の維持・充実、また、医療機関が不足している菅平地区など周辺地域の医療提供体制の確保に努めます。

③救急医療体制の維持・充実

○突発的な病気・事故に対処する応急処置能力の向上を図るため、救急医療に関する普及啓発活動、救急活動の研修を通じ、市民による応急手当の実践と意識の高揚を図ります。



応急手当の講習会

○休日及び平日夜間の初期救急医療体制については、救急情報ネットワークシステムを充実し、医師会等医療機関、消防署との連携を図りながら、休日緊急医も含め初期救急医療の確保に努めます。また、休日緊急医、休日歯科緊急医の支援の在り方を検討します。

○病院群輪番制の第二次救急医療体制については、上田地域広域連合と連携して充実を図ります。

○初期、第二次及び第三次の救急医療相互の連携と、医療機関及び搬送機関の連携について、効率的な体制整備を図ります。

○上田市医師会、小県医師会、上田薬剤師会及び信州大学医学部等との連携を図り、上田市内科・小児科初期救急センターの充実に努めます。



上田市内科・小児科初期救急センター

¹ 長野県災害医療活動指針

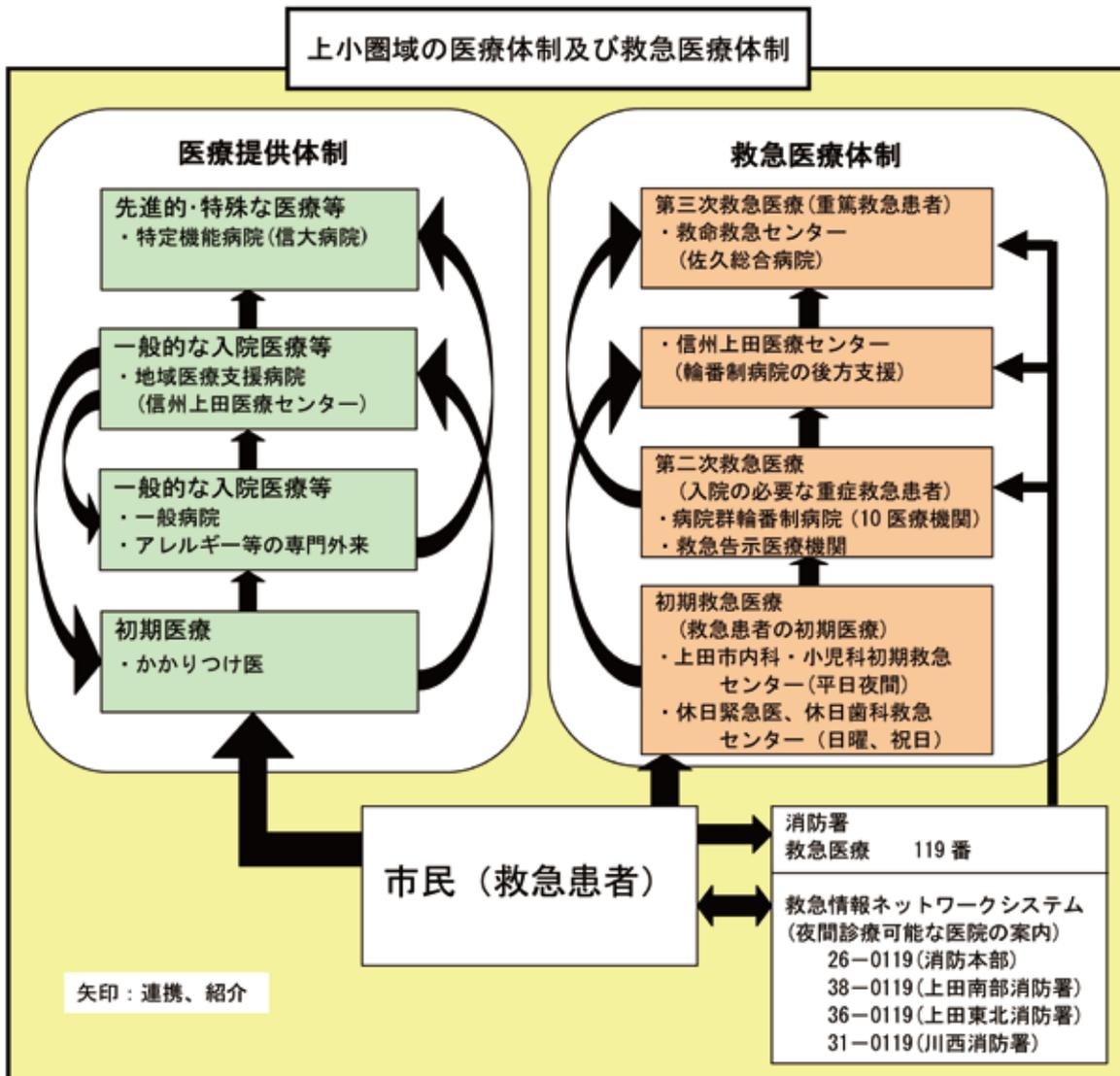
長野県の災害対策本部が設置される大規模な災害（震度6弱以上の地震等）の発生時において「救助・救急医療活動」、「保健衛生、感染症対策活動」などを具体的に推進するため、災害時の医療救護活動に係る基本的事項を定めたもの

④産科医療提供体制の整備に向けた取組

- 将来にわたって安定的な産科医療が提供できるよう、産科医療機関の役割分担と連携強化を進め、安心して子どもたちを産み育てていく体制を確立します。
- 新産院は、地域内での正常分娩取扱数の確保を図るため、信州上田医療センターと密接な連携のもと安全性を高めた周産期医療の提供を行います。
- 産科医療にかかる、医師、助産師等の看護スタッフ、施設等の限られた医療資源について、具体的な活用方法の検討を進めます。



新産院「上田市立産婦人科病院」(イメージ図)



※第五次長野県保健医療計画による機能区分を基に作成

第2章 “ひと”と“ひと”が支え合う社会をつくるために

第1節 子育てをみんなで支えていく

■現状と課題

- 1 少子化が進む一方で、核家族化の進行や就労形態の変化等により保育に対するニーズは多様化しています。このため、延長保育・休日保育・一時預かりなどの特別保育の充実が求められています。
- 2 保護者の持つ子育ての不安や悩みの解消に向けて、また、家庭や地域での子育てを応援するため、子育て支援センター等の整備や充実が必要となっています。
- 3 子どもたちが放課後等に安心して元気に過ごす場である、児童館や放課後児童クラブ等への保護者ニーズも多様化しています。公民館等と連携し、地域ボランティアの協力も得ながら子どもたちが健やかに成長できるよう、また、保護者にとっては利用しやすいサービスが提供できるよう、施設や運営の充実を図っていく必要があります。
- 4 ひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的、社会的及び精神的に不安定な状況に置かれがちです。これらの家庭が適時、適切な援助のもとに自立への道が開かれ、母子、父子ともに安定した生活が営めるような施策の推進が必要です。
- 5 児童虐待の早期発見や児童の適切な保護を図るため、児童虐待防止の啓発活動推進が必要となっています。
- 6 国において、幼保一体化を含む包括的・一体的な制度改革である「子ども・子育て新システム」の構築が検討されています。この動向を十分に注視して、市の施策への反映を図る必要があります。
- 7 発達障害に関する理解が徐々に進むにつれ、児童の発達に不安を感じる保護者も増えていることから、不安感解消とともに、早期から児童の障害の程度や発達段階、成長に合わせた一貫した支援が必要となっています。



児童虐待防止講演会

特別保育事業利用状況（公立保育園）

（平成22年度実績）

延長保育			一時預かり					休日保育				
利用者数	月平均	日平均	利用者数			月平均	日平均	利用者数			月平均	日平均
			3歳以上児	3歳未満児	計			3歳以上児	3歳未満児	計		
15,884	1,324	53	2,040	4,625	6,665	555	22	445	235	680	57	10
実施園数 30園			実施園数 9園					実施園数 3園				

資料：保育課

※延長保育の利用者数は、毎月の実利用者数の合計。一時預かり・休日保育の利用者数は、年間延利用者数です。

■基本的な考え方

- 1 次世代育成支援事業を推進し、仕事と子育ての両立を支援するとともに子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望が持てる社会を目指します。
- 2 地域の中に子どもたちの元気な声が聞こえるような環境をつくり、地域社会全体での理解と広がりをもって子育てを支援する体制を築いていきます。

■施策体系

節	施 策
子育てをみんなで支えていく	①子育て支援要望の多様化への対応
	②仕事と子育ての両立への支援
	③安心して子育てができるための支援
	④住民と行政の連携
	⑤地域全体で子育てを支援する体制づくり

■施策の内容

①子育て支援要望の多様化への対応

○家庭を取り巻く環境の変化などにより多様化するニーズに合わせて、特別保育などの保育サービスを充実させるとともに、地域の子育て支援拠点施設である子育て支援センター等の充実を図ります。また、児童館や放課後児童クラブなどの整備による放課後児童対策の推進を図ります。

○公立の保育園や幼稚園の改築・改修を施設配置計画に基づいて計画的に進めます。



統合により移転改築した泉田保育園

②仕事と子育ての両立への支援

○仕事と子育ての両立のため、乳児保育、延長保育、一時預かり、休日保育及び病児・病後児保育など保育サービスの充実と保育所、児童館等の施設整備など環境づくりの充実に努めます。

○育児休業制度が利用しやすい環境を社会全体で整備し、就労支援の推進に努めます。

○母子家庭に対する就業支援の推進を図るため、自立支援教育訓練給付金事業の充実及び母子自立支援プログラム策定事業の実施に努めます。

③安心して子育てができるための支援

○「ひとまちげんき・健康プラザうえた」の複合施設としての機能を生かし、子育てに関する総合相談窓口として、関係機関とも連携しながら、子育て支援体制の充実に努めます。

○子ども医療費給付金事業の充実や保育料の軽減等による子育て家庭への経済的支援を推進します。

○障害児保育の充実を図るとともに、早期から児童の障害の程度や発達段階、成長に合わせた一貫した支援を推進します。

○ひとり親家庭のさまざまな問題や悩みに対する適切な指導・助言は、将来の健全な生活基盤の糧になることから、自立相談、家庭児童相談業務の充実を図ります。



中央子育て支援センター「にじいろひろば」

④住民と行政の連携

○児童の健全育成と地域住民とのふれあいの場として、自然の中で活発に遊ぶことのできる場所を増設し、遊び場を確保します。

○保育園や学校などから呼びかけ、家庭や地域を巻き込みながら子育てを学ぶ機会や体制づくりを検討します。また、家庭等と連携して食育を含めた生活リズムの見直しを推進します。

⑤地域全体で子育てを支援する

体制づくり

○未就園児を含む子どもや、その保護者同士による交流活動の促進を図るとともに、子育てを地域全体で支えるため、地域住民や企業、団体等の協力を得ながら、世代間交流や郷土文化伝承活動などを積極的に取り入れた取組を推進します。

○子育てサポーターや地域ボランティアによる子育て支援ネットワークの拡充、ファミリーサポートセンター事業・子育てひろば事業の充実など、地域社会のネットワークづくりを推進します。

○高齢者の知識や経験を生かすことのできる環境づくりを行い、高齢者の持つ知識・技術を子どもの遊びにも活用し、子どもたちと高齢者の交流を図るとともに、保護者と高齢者の交流を深め、経験豊かな子育てを学ぶ機会を設けます。

○遊び場の確保などにより子どもを野外で遊ばせることや異年齢の子ども間の交流を図り、年長の子どもの行動を学ばせることを積極的に行うよう、特に若い保護者に対する子育て等の教育の充実を図ります。

○人間関係の希薄化や核家族化が進むことで保護者の育児負担が大きくなり、児童虐待を引き起こす原因の一つになっています。こうしたことにつながる前に、児童虐待防止に関する啓発活動、家庭児童相談の充実や地域全体で子育てを支援する取組など、子どもたちの健全な成長を促します。



子育てサポーターのみなさん（養成講座修了式）

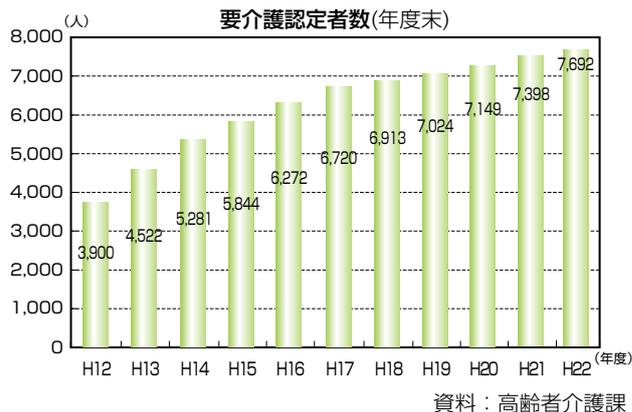
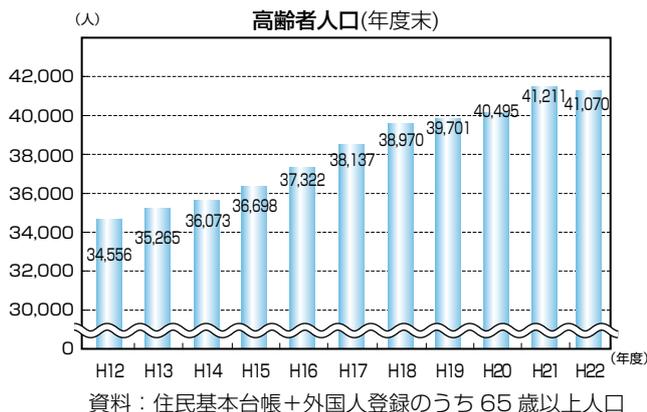
第2節 高齢者が充実した生活を送れる仕組みを整える

■現状と課題

- 1 平成23年4月1日現在上田市の高齢化率は25.2%に達し、「団塊の世代」¹が高齢期を迎えるなど急速に高齢化が進んでいます。また、平均寿命も伸び、今や人生85年の時代を迎え、長い高齢期に自分の知識や経験を社会や地域に生かせ、生きがいを持てるような支援が必要となります。
- 2 高齢化とともに核家族化が進み、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者、更に、要介護認定者や要援護者²、なかでも認知症高齢者が増加しています。このような状況のなか、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、安心して介護サービスが受けられる環境整備や、効果

的な介護予防の推進を図り、自立した生活を支える仕組みづくりが必要です。

- 3 平成12年から導入された介護保険制度は、高齢者福祉の柱として定着し、要介護認定者数とともに介護サービス利用者も増加しており、介護給付費もこの10年間で約2.2倍に増大しています。このため、介護保険事業の適正かつ安定的な運営を図る必要があります。また、住み慣れた地域で個人の自立とQOL³の追求が可能になるよう、医療や介護を通じた個々人の心身状況にふさわしいサービスが切れ目なく提供できるような「地域包括ケアシステム」の構築が必要となってきています。



■基本的な考え方

- 1 高齢者が生きがいを持ち自己実現が図られるよう、その知識や経験を生かした社会参加を促進していきます。
- 2 高齢者が住み慣れた地域で、安全かつ安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 3 高齢者が健康でいきいき生活できるよう、効果的な介護予防サービスを推進します。
- 4 高齢者が自立した生活を送ることができるよう、各種生活支援サービスの充実や介護サービスの円滑利用を促進します。
- 5 高齢者が必要なサービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の継続に向けた介護保険事業の適正かつ安定的な運営に努めます。

1 団塊の世代
昭和22～24年(1947～49)ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代
2 要援護者
介護等を必要とする者
3 QOL (Quality Of Life)
人が充実感や満足感を持って日常生活を送ることができるかを意味している概念

■施策体系

節	施 策
高齢者が充実した生活を送れる仕組みを整える	①高齢者の生きがいづくりの推進
	②住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備
	③新しい健康づくりとしての効果的な介護予防の推進
	④高齢者の自立に向けた生活支援の充実
	⑤介護保険事業の適正かつ安定的な運営の確保

■施策の内容

①高齢者の生きがいづくりの推進

○長年培われた経験や技術を生かしてコミュニティ活動へ参加するといった、高齢者の生きがいづくりや自主的活動を推進します。また、そうした活動の拠点となる交流促進拠点を整備し、社会の一員としての存在感を感じられる体制づくりの支援を推進します。

○老人クラブの活動が自主性、独創性のある魅力的なものになるよう、リーダーの育成を図る等老人クラブの活動を支援します。

○高齢者の健康づくりや、子どもから高齢者までの幅広い世代間の交流を目指した生涯スポーツを推進します。

○高齢者の生きがいづくりとして、技能、知識及び経験を生かしたボランティア活動の推進を図ります。

○高齢期を元気に過ごすため、心の豊かさや生きがいを目的とした学習機会を提供するとともに、公民館等と連携し身近な地域で学習できる機会の確保に努めます。

○高齢者が社会に欠かせない一員として生きがいを持ち活躍できるよう、就業情報の提供や雇用機会の拡大を図るとともに、高齢者の豊富な知識、技能を生かすシルバー人材センター活性化に向けた支援にも努めます。

②住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備

○高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、地域包括支援センターを中心に、助け合い・交流などの地域活動と連携した福祉サービスが提供されるような、地域包括ケアを推進します。

○認知症の方が地域で安心して暮らし続けていけるよう、正しい知識を市民に広げ、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成します。また、高齢者の権利を擁護する施策を推進します。

○高齢者が住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるよう、地域密着型サービス¹の環境整備を図ります。また、介護保険事業計画に基づく、特別養護老人ホーム、老人保健施設等を計画的に整備するとともに、老後の生活が安心して営めるようにバリアフリー化した有料老人ホームや高齢者専用住宅などの「高齢者の新たな住まい」の整備も図ります。



シルバー人材センター子ども体験教室

¹ 地域密着型サービス

利用者のニーズに細かく対応できるよう、市で指定・監督を行う比較的規模の小さい施設。小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等6種類のサービス体系がある。



地域密着型の小規模多機能型介護施設

③新しい健康づくりとしての 効果的な介護予防の推進

- 高齢者がいきいきといつまでも健康に過ごすため、要支援、要介護等になるおそれのある高齢者の実態把握を行い、科学的な根拠に基づいた、効果的な介護予防事業を推進します。
- 高齢者が自主的に介護予防に対する知識を得られるよう、地域に介護予防を広めるリーダーの養成支援を行うなど、普及啓発や情報提供に努めます。また、併せて地域の特性を生かした介護予防を支援します。



介護予防サポーター育成講座

④高齢者の自立に向けた生活支援の充実

- 要介護高齢者やひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、日常生活上の援助を行う生活支援型ホームヘルプや、外出を支援するための外出支援サービスなどを実施し、身体・生活状況に応じた生活支援サービスの充実に努めます。

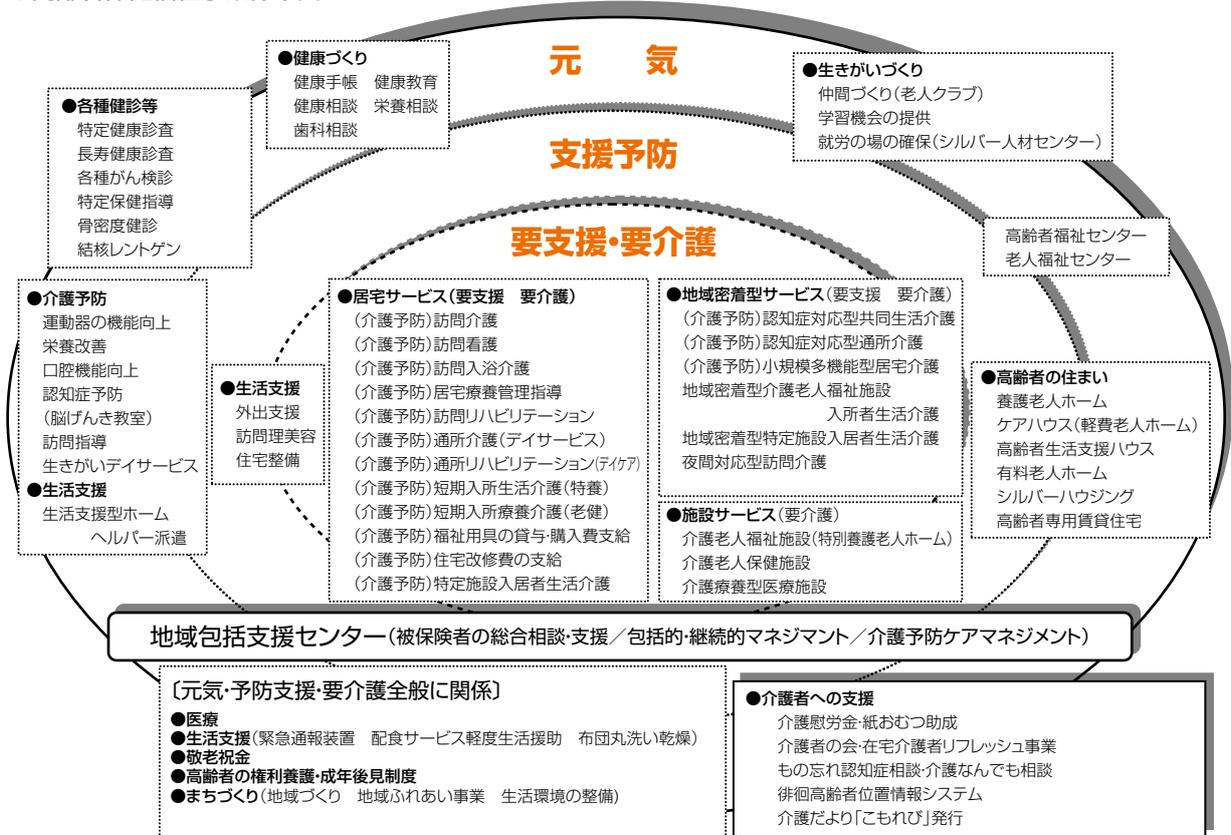
- 家族介護者の身体的・経済的負担を軽減するため、家庭介護者慰労金や紙おむつ代の助成など介護者への支援の充実を図ります。

- 在宅介護サービスの利用促進を図るとともに、介護保険サービスの利用に支障が生じないように、介護保険利用料の軽減など低所得者に対する支援に努めます。

⑤介護保険事業の適正 かつ安定的な運営の確保

- 高齢者の保健福祉を取り巻く社会の動向や各種制度の変化に対応するため、介護保険運営協議会の提言等を尊重し、介護保険事業運営の点検体制の確保に努めます。
- 良質な介護保険サービスの提供が行われるよう、サービス事業者に対して研修や適切な情報提供を行うとともに、介護保険適正化事業の推進により、介護給付費の適正化とサービスの質の確保と向上を図ります。
- 利用者が適切な介護保険サービスを受けられるよう、利用者をはじめ住民全般を対象に介護保険制度の周知や普及を図ります。
- 介護サービスの適切な利用促進のため、上田地域広域連合で行われている介護認定の適正な運営の確保に努めます。
- 介護保険財政が健全かつ安定的に継続できるよう、介護保険料の収納率向上を目指した環境整備を進め、介護保険事業の効率的な運営に努めます。

●高齢者保健福祉事業体系図



第3節 障害者が自立した生活を送れる体制をつくる

■現状と課題

- 1 少子化や核家族化等により、家庭における介護力の低下が見られることから、自治会等の身近な地域での福祉活動が必要です。
- 2 ボランティアセンターへの登録者数は年々増加傾向にあり、市では毎年、手話通訳者、点字奉仕員等の養成講座を開催し、より専門的なボランティア養成を目指しています。また、こうしたボランティアの活動機会を増やすためのコーディネートと、新規ボランティア掘り起こしのための啓発活動が必要です。
- 3 ノーマライゼーション理念¹に対する市民意識は高いものの、依然として障害者に対する差別や偏見などの障壁（バリア）が存在しており、啓発活動のほか、学齢期前からの福祉教育の充実が必要です。
- 4 長野労働局公表による平成22年6月1日現在における障害者の雇用状況は、民間企業での実雇用率が長野県で1.78%と、全国平均の1.68%を若干上回るものの依然として低い水準となっています。また、法定雇用率達成企業も56.9%に留まっていることから、公共職業安定所を中心とした関係機関による障害者の雇用に対する取組が必要です。
- 5 障害者の就業機会を確保するため、通所による福祉サービス事業所等の福祉的就労の場が求められています。
- 6 在宅の障害者が積極的に社会参加できるように、市では、移動支援事業や日中一時支援事業、聴覚障害者に対する手話通訳者の派遣、障害者の日中活動の場の確保等の事業を行っていますが、より一層の充実が必要です。
- 7 障害者施設や精神科病院から地域社会へ移行する障害者が増加しており、グループホーム等の生活基盤の整備が求められます。また、障害者自立支援法の改正や廃止、新法の施行がうたわれるなか、住民のニーズと新たな制度に沿った福祉サービスの整備が必要です。
- 8 障害者が安全で利用しやすい建築物（公共施設等）や道路の整備等が行われていますが、より一層の充実が必要です。



武石就労センター

■基本的な考え方

- 1 障害者が自立して生きがいを持ちながら、いきいきと健やかに暮らすことができる社会の形成を目指し、障害者基本計画に基づく福祉施策を推進します。
- 2 障害者など社会的に弱者とされる人々が、ノーマライゼーションの理念のもとに、物理的・意識上のさまざまな障壁を取り除きながら、就業の機会やコミュニティ活動へ参加する機会を作り出していきます。
- 3 安全な住環境などの整備を促進しながら、障害者が自立できる社会を構築していきます。

¹ ノーマライゼーション理念

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念

■施策体系

節	施策
障害者が自立した生活を 送れる体制をつくる	①地域社会やボランティア活動などによる支え合い
	②社会参加を積極的に推進する体制づくり
	③物理的・意識上のさまざまな障壁の除去
	④就業の機会やコミュニティ活動へ参加する機会の創出
	⑤安全な住環境の整備促進
	⑥法制度の改正や廃止・新法の施行に伴う福祉サービスの適正な運用

■施策の内容

① 地域社会やボランティア活動 などによる支え合い

○ボランティアに関する情報提供や啓発活動などを通じて、市民誰もがボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。

○ボランティアコーディネーターを中心にボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティアのネットワーク化と活動情報の収集・提供を行うとともに、地域単位のボランティア活動に対する支援を進めます。



手話通訳者養成講座

②社会参加を積極的に推進する 体制づくり

○障害者や家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報や助言を提供する相談支援事業の充実を図ります。

○手話通訳者やガイドヘルパー等の派遣、補助犬の貸与、自動車改造・運転免許取得助成等の障害者のニーズに対応した施策を推進し、生活圏の拡大や社会参加の促進を図ります。

○手話通訳者、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記者の養成講座を開催し、専門的知識を有する奉仕員の養成を図ります。

③物理的・意識上の さまざまな障壁の除去

○ノーマライゼーションの理念を更に浸透させるため、啓発・広報を行います。

○福祉施設の訪問やボランティアなどの体験、福祉教育などを通じて、子どもたちの思いやりの心を育て、ボランティア活動への参加を促進します。

④就業の機会やコミュニティ活動へ 参加する機会の創出

○公共職業安定所、上小圏域障害者総合支援センター等の関係機関との連携により、障害者雇用を促進します。

○福祉的就労の場や日中活動の場である通所による福祉サービス事業等の運営を支援します。

○市民ふれあい広場、障害者スポーツ大会等のイベントや障害者の芸術活動などを通して、障害者と健常者とのふれあい、障害者への理解と参加を促進します。



障害者スポーツ大会

⑤安全な住環境の整備促進

○障害者自立支援法の改正等にも伴い、今後、更に障害者の地域移行（施設・病院から地域へ）が進められるため、移行先であるグループホーム・ケアホーム等の施設整備を推進します。

○道路や駅・デパート・医療機関等の公共施設については、安全で利用がしやすいよう、段差解消、歩道拡幅、点字ブロック設置、自動ドア化、スロープ化等のバリアフリーを推進します。

○在宅での生活の利便性を確保するため、障害者対応の住宅改修に対し助成します。

⑥法制度の改正や廃止・新法の施行に伴う福祉サービスの適正な運用

○新たに予定される障害者自立支援法の改正や廃止及び新法の施行に伴う制度の周知・普及を図ります。

○障害者が安心して福祉サービスを受けられるよう、制度の適正な運用を図ります。

障害者数

平成 23 年 3 月 31 日現在

上田市人口	身体障害者（児）		知的障害者（児）		精神障害者	
	人数（人）	率（人口千人対）	人数（人）	率（人口千人対）	人数（人）	率（人口千人対）
162,916	6,885	42.3	1,305	8.0	1,098	6.7

資料：福祉課

※上田市人口は平成 23 年 4 月 1 日現在住民基本台帳人口（外国人登録者を含む）
 ※身体障害者（児）数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳の所持者数
 ※知的障害者（児）数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の療育手帳の所持者数
 ※精神障害者数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数

第4節 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する

■現状と課題

- 1 部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者及び外国人等に対するさまざまな人権問題が発生しています。また、同和問題については、各種対策事業を積極的に推進してきた結果、地域の生活環境は大幅に改善されています。
- 2 偏見や差別意識は、学校、地域、職場等の積極的な取組や市民の努力等によって解消に向け一定の成果を上げています。しかし、依然として差別意識は残っていることから、市民の人権意識を高めていく必要があります。
- 3 あらゆる差別を解消し、市民の基本的人権が守られる社会を実現するため、学校、地域社会及び企業における人権教育を中心に施策を展開する必要があります。また、「上田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき策定された「上田市人権施策基本方針¹」及び「上田市人権同和教育の基本方針²」を踏まえ、さまざまな場や機会をとらえた教育・啓発活動を関係機関、団体等と連携して、積極的に推進する必要があります。
- 4 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や、働く人が性別にかかわらず能力を十分発揮することができる環境整備のための「男女雇用機会均等法」を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指し更に意識を高めていく必要があります。
- 5 「男女共同参画社会基本法」に基づき、男性も女性もともに認め合い責任を担い合う男女共同参画社会の実現を目指し、「上田市男女共同参画推進条例」の制定及び「上田市男女共同参画計画³」の策定を行い、さまざまな施策の取組を進めています。
- 6 男女共同参画について市民の自主的な活動や学習、情報収集・発信等ができ、交流を図る拠点として、上田市男女共同参画センターを設置しています。しかし、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識は根強く、意思決定をする場への女性の参画が不十分な状況にあるなど多くの課題が残っています。
- 7 女性の社会参画を促進していくためには、社会制度や慣行の見直しを図るとともに、男性・女性それぞれの意識改革が重要です。
- 8 子育てや介護についても、男女が共同して家族としての責任を果たし、地域社会で支えていく体制づくりが求められています。



男女共同参画市民フェスティバル講演会

1 上田市人権施策基本方針（平成20年10月策定）
人権尊重のまちづくりを実現するための基本的理念を定め、女性、子ども、同和問題など8分野における人権施策を進めるための方針

2 上田市人権同和教育の基本方針（平成21年3月策定）
学校、地域社会の人権同和教育及び人権啓発に関する基本的な考え方と施策を進めるための方針

3 上田市男女共同参画計画（平成19年9月策定）
男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方と基本目標を定め、さまざまな施策を総合的に進めるための計画

■基本的な考え方

- 1 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが誇りを持って生きることができる社会を実現していきます。
- 2 女性と男性が互いに人権を尊重し合い、能力を発揮できる機会を確保します。また、子育てや家族の介護など、互いに協力しながら取り組んでいける社会を実現していきます。

■施策体系

節	施策
一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する	①すべての人の人権が尊重される平和な明るい社会の実現
	②女性と男性が互いに人権を尊重し合い、能力を発揮できる機会の確保

■施策の内容

①すべての人の人権が尊重される 平和な明るい社会の実現

●人権施策の推進

- 市民の人権意識の高揚を図るため、あらゆる場を活用したきめ細かな啓発を行うとともに、上田市人権啓発推進委員会等の市民活動を支援していきます。
- 上田市人権施策基本方針に基づき、人権に関するさまざまな相談に応じる体制の整備をはじめ各種人権施策の充実を図ります。

●学校等における人権教育の推進

- 学校での全教育活動を通じ、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の精神を養い、生きることの大切さを実感させるとともに、あらゆる人権問題を解決する意欲と実践力を身につける教育を進めます。そのために、指導内容の充実と指導方法の工夫、幼稚園・保育園から大学までの校種間連携を深め、一貫性のある人権教育の推進、教職員自らの人権感覚を豊かにするための研修の充実を図ります。

●地域社会・企業等における人権教育の推進

- 人権同和教育推進員などを中心に各公民館で行っている地区市民集会・自治会懇談会等については、今後も地域の実情に応じた人権教育が進められるよう、生涯の各時期に応じ、多様な学習機会の提供に努めるとともに、市民組織との連携により住民主体の啓発活動を推進します。更に、上田市企業人権教育連絡会との連携により企業の自主的な研修・活動を促して人権尊重の精神を養います。



人権を考える市民の集い

②女性と男性が互いに人権を尊重し合い、能力を発揮できる機会の確保

●男女共同参画計画の推進

○男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画計画を推進します。

●男女の人権が尊重される社会の形成

○男女が性別に関わりなく、個人として能力が発揮できるようにするための意識啓発や教育、学習の充実を図ります。また、社会における制度や慣行が自由な選択を妨げることがないように、男女共同参画の視点に立った見直しに関する啓発に努めます。

○男女間のあらゆる暴力の根絶と、生涯を通じた女性の健康支援の取組を進めます。

○相談体制を充実させ、関係機関との連携を進めます。

●女性の社会参画の推進

○性別にとらわれず個性と能力を十分発揮できるように、行政をはじめ各種団体における政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画促進を図ります。

○さまざまな分野で女性がより一層活動できるよう情報提供や支援を進めます。

●家庭生活とその他の活動が両立できる環境づくり

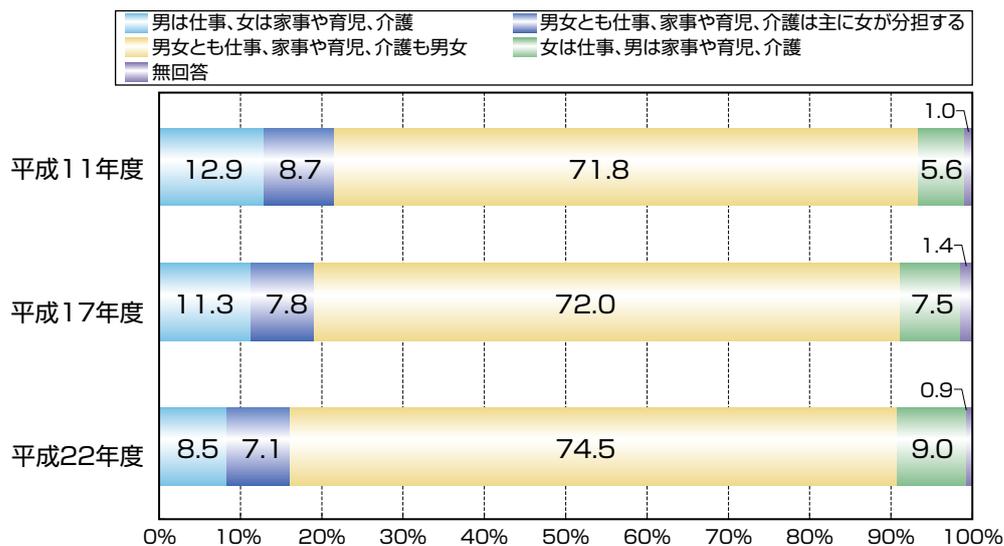
○男女が仕事、家庭及び地域等の活動に参画できるように、働きやすい環境の整備や雇用・労働条件における男女平等の啓発に努めます。

○働き方の見直しや、仕事と子育てや介護の両立ができるよう関係機関との連携を進めます。

■男女共同参画社会に向けての意識調査から

1 調査目的	男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、第二次の上田市男女共同参画計画策定の基礎とするとともに、今後の男女共同参画推進の参考とするため
2 実施期間	平成22年9月15日から30日まで
3 調査対象	上田市全域の20歳以上70歳未満の男女1,500人
4 回答者数	778人 回収率51.9% (第一次計画策定時(平成17年度)意識調査回収率47.1%)

問 男女の役割分担は、本来どうあるべきだと思いますか。



資料：人権男女共同参画課

第5節 社会保障制度を支える

■現状と課題

- 1 医療保険・公的年金制度は、人々が支え合う社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱ですが、高齢社会を迎えて、国は制度改革を進めています。
- 2 特に医療保険制度においては、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行等、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務とされています。
- 3 低所得者福祉については、生活保護制度が受給者の自立支援策の強化や、支給水準を引き下げる方向で制度見直しが進められています。
- 4 障害者自立支援法の施行や医療制度改革関連法の成立等により、福祉医療制度を取り巻く状況も変化をしているなかで、更なる制度の検討が必要です。

■基本的な考え方

- 1 保険・年金制度の周知、啓発に努めるとともに、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために行われる医療制度改革に対応します。
- 2 生活困窮者が生活維持できるよう、生活保障制度を維持します。
- 3 福祉医療制度の充実と安定的かつ持続的な運用を行います。

■施策体系

節	施策
社会保障制度を支える	①国民健康保険事業の充実
	②高齢者医療制度の充実
	③国民年金制度の推進
	④低所得者福祉の推進
	⑤福祉医療制度の充実

■施策の内容

①国民健康保険事業の充実

- 安心して医療が受けられる体制を維持するため、新たに導入が予定される医療制度の周知を図り、スムーズな移行を行います。
- 被保険者の健康の保持増進のため、保健事業の充実を図ります。
- 国民健康保険税の在り方や収納環境を整えると

ともに、医療費の適正化等を図り、国民健康保険事業会計の健全な運営に努めます。

②高齢者医療制度の充実

- 新たに導入が予定される高齢者医療制度の周知・普及を図り、スムーズな移行を行います。
- 高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の適正な運用に努めます。

③国民年金制度の推進

○市民の適切な年金受給権の確保を促進するとともに、年金制度の普及・啓発を図り、未加入者の減少に努めます。

④低所得者福祉の推進

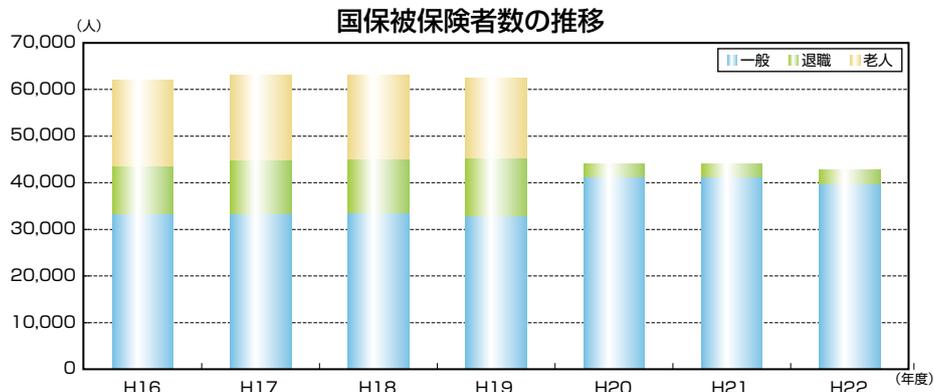
○社会保障制度の最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に実施するとともに、自立支援プログラムの実施により、被保護者の自立の助長を図ります。

⑤福祉医療制度の充実

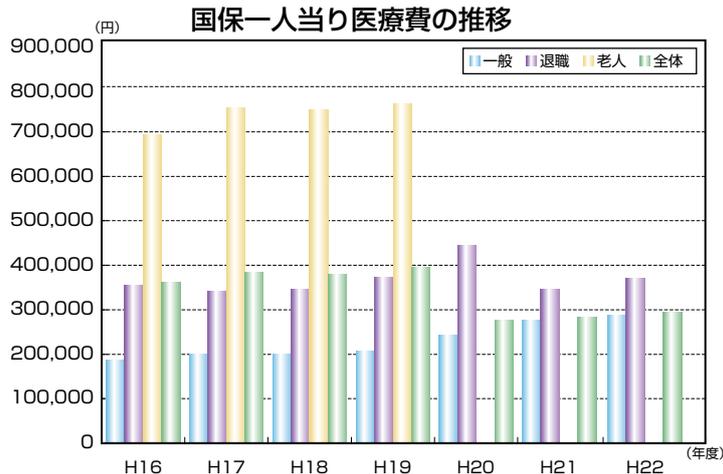
○福祉医療制度に関わる課題を的確に把握し、市民要望に沿った福祉医療制度の充実を図ります。



国民健康保険の相談窓口



(老人区分については平成 20 年度から後期高齢者医療制度へ移行)



(老人区分については平成 20 年度から後期高齢者医療制度へ移行)

第6節 ともに支え合う地域福祉の推進を図る

■現状と課題

- 1 現代社会は、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。このため、高齢者、障害者など生活上の支援を要する人々は厳しい状況におかれています。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。
- 2 社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神です。また、安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、ともに支え合い、助け合うという、ともに生きるまちづくりの精神が生まれ、生かされることが必要不可欠です。
- 3 高齢者や障害者が地域でともに生活するために、権利擁護¹の推進や災害弱者に対する支援など地域に根ざした福祉活動の必要性がますます高まってきています。また、地域福祉の推進

に当たり、福祉団体やボランティアの果たす役割は大きくなってきています。今後、ボランティア活動に関する情報の提供や啓発活動などを通じて、市民誰もがボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。



社会福祉大会

■基本的な考え方

- 1 誰もが安心して生活することのできる地域社会づくりを目指し策定された「地域福祉計画」に基づく地域福祉を推進します。

■施策体系

節	施策
ともに支え合う地域福祉の推進を図る	①地域福祉計画に基づく地域福祉の推進
	②民間関係機関・団体の育成と連携強化
	③ボランティアの育成

¹ 権利擁護

高齢者や障害者など「弱い立場」にある人々の人権侵害（財産侵害や虐待等）が起きないように予防することや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり援助者が代理として権利やニーズ表明を支援すること。

■施策の内容

①地域福祉計画に基づく地域福祉の推進

- 地域福祉計画に基づき、権利擁護の推進など住民の参加や協働による地域に根ざした福祉活動を推進します。また、策定された地域福祉計画について、地域住民、福祉関係事業者等の意見を反映させ、見直しを行います。見直しに当たっては、社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との調整を図ります。

②民間関係機関・団体の育成と連携強化

- 社会福祉協議会などの民間関係機関が市民の福祉向上のため必要なサービスの供給を行えるよう、その自主性を尊重しながら連携を強化します。
- 社会福祉協議会が実施し、福祉推進委員が推進役である地域ふれあい事業などを通じて、地域福祉の推進のための組織や人材の育成を図ります。
- 要援護者と福祉サービスを結ぶ最初の窓口である民生・児童委員に対して、研修の充実や積極的な情報提供を図り、福祉サービス全般の知識の向上を図ります。
- 社会福祉協議会、民生・児童委員や自治会などと協力して、災害時要援護者のマップについて作成地域の拡大や充実を行うなど災害弱者支援策の一層の推進を図ります。



社会福祉協議会

③ボランティアの育成

- ボランティアに関する情報提供や啓発活動などを通じて、市民誰もがボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。また、ボランティアのネットワークの拡大を推進するとともに、効果的にボランティアの需要と供給を整えるため、ボランティアコーディネーター機能の強化を図ります。